○泉崎村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成24年８月29日訓令第14号

改正

平成26年１月21日訓令第１号

泉崎村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新エネルギーの有効利用を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システムの設置者に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、泉崎村補助金等の交付等に関する規則（平成６年泉崎村規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備）

第２条　補助金の交付対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧又は高圧の配電線と逆潮流有りで連系するシステムであって、住宅の屋根等への設置に適するもの

(２)　未使用のもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　村内に住所を有する者又は、居住する予定の者

(２)　村内に自ら所有し、及び居住する住宅システムを設置した者又は自ら居住するため村内にシステム付きの新築住宅を購入した者

(３)　村税を滞納していない者

(４)　システムの設置について、過去に村から同様の補助金の交付を受けていない者

(５)　電力事業者と太陽光発電余剰電力の受給契約（以下「受給契約」という。）を締結した者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（ｋＷ表示とし、小数点以下第三位を四捨五入して得た数値であって、４ｋＷを上限とする。）に３万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請書」という。）は、電力事業者と受給契約を締結した後、申請年度の３月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに、泉崎村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(１)　システムの設置に係る工事請負契約書の写し又はシステムが設置された新築住宅の購入に係る契約書の写し

(２)　システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し

(３)　システムの最大出力値が確認できる書類

(４)　システムの設置状況を示す写真

(５)　電力事業者との受給契約に関する契約確認書の写し

(６)　住民票

(７)　納税証明書

(８)　福島原発放射能被害による避難者であることがわかる証明書等（東日本大震災による被災者の場合）

(９)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、泉崎村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、泉崎村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（第３号様式）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第９条　村長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（処分の制限）

第10条　補助事業者は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間において、システムを処分するときは、あらかじめ泉崎村住宅用太陽光発電システム設置財産処分承認申請書（第４号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（報告）

第11条　村長は、システムの使用状況等について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求めることができる。

（書類の整理及び保存）

第12条　補助金の交付を受けたものは、この事業に係る書類等を整理し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成26年１月21日訓令第１号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

第１号様式（第５条関係）

第２号様式（第６条関係）

第３号様式（第７条関係）

第４号様式（第10条関係）